

平成 22 年 5 月 17 日現在

研究種目：基盤研究（A）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18203004
 研究課題名（和文） 構造調整をふまえた東アジア経済法の新段階へ：共同体を先取りするモデル競争法の提言
 研究課題名（英文） Looking for the New Stage of East Asian Economic Laws based on Coordination of the Industrial Structure
 研究代表者
 稗貫 俊文（HIENUKI TOSHIFUMI）
 北海道大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：70113610

研究成果の概要（和文）：

東アジアの共通競争法は、当面は、行政権優位の競争法が相応しい。行政権が競争制限に関する度合いが大きいので、それを規制する行政当局は、独立性よりも、強い実行力が求められるべきである。さらに、競争法のグローバルスタンダードはカルテル規制と市場支配的地位の濫用規制、企業結合規制という3本柱であるが、東アジアでは、不公正な取引方法、不公正な競争方法の規制に力を入れ、市場支配的地位の濫用規制に力を入れるべきである。

研究成果の概要（英文）：

The East-Asian Common Competition Law ought so far to be established by administrative competition law, not by judicial competition law. Because of the requirements for the regulation of competition restraints involved by governmental practice, strongly enforcing authorities is required for rather than politically independent authorities. And even global standards of competition laws might be composed of cartel regulation, monopoly conduct regulation and M & A regulation, the East-Asian Common Competition Law should be based on the regulation of unfair trade practice or unfair competition practice and regulation of misuse of dominant market position.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	9,600,000	2,880,000	12,480,000
2007年度	9,100,000	2,730,000	11,830,000
2008年度	9,300,000	2,790,000	12,090,000
2009年度	6,400,000	1,920,000	8,320,000
年度			
総計	34,400,000	10,320,000	44,720,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：①東アジア経済法、②東アジア共通競争法、③韓国公正取引法、④韓国公正去来法、⑤中国反独占法、⑥独占禁止法、⑦競争法、⑧東アジア共同市場

1. 研究開始当初の背景

経済のグローバル化の進行が進み、東アジア共同市場の建設、さらに東アジア共同体の建築が将来的な課題として議論されるなかで、それを先取りするような東アジア共通競争法の制定の提案を、韓国や台湾、中国の競争法の研究者と共同研究を通じて行う意義は大きいと考えた。経済発展が著しい東アジア地域において、韓国、台湾、中国、日本の経済法の研究者の活発な学術的な議論と真摯な交流それ自体のうちに、経済のグローバルかとは一線を画すような将来の東アジア共同市場や東アジア共同体の構想の萌芽が育まれるということが構想された。

2. 研究の目的

東アジア各国の競争法の特徴と各国の差異を共同研究しながら、グローバルスタンダードとされる米国や欧州の競争法とは異なる東アジアに固有の競争法を構想することが目的とされた。東アジア共通の競争法の提言を目指して研究すれば、それが可能となる条件やその内容の枠組みが明らかになるということが期待できた。日本の競争法研究が、自国と欧米の競争法の研究に限定されてきたなかでは、我々のこのような地域的な研究が経済のグローバル化の進行の中でこそ将来的な意義が大きくなるということが予測されていた。

3. 研究の方法

毎年、年間の共同の研究テーマを設定しながら、その実施を研究推進担当者の各自の研

究計画に委ね、担当者の個人レベルの文献研究に本研究の基礎に置いた。そのうえで、年の数度開かれる国内や国際シンポジウムでその成果を披露してもらい、それをさらにメールでの意見交換により検討する機会を設けるという方法を採用した。

中国や、香港、韓国の競争法制度や台湾の競争法の制度はやはりそれぞれの国の研究者に報告してもらうことが当面効率的であることから、そうした国々の優秀な研究者の情報を集めることが肝要であった。そのお陰もあって、台湾、韓国や中国の研究者では一流の研究熱心な学者がわれわれのネットワークに入り、研究の効率性にも大いに貢献した。

4. 研究成果

東アジア競争法が対象とする社会と経済の特徴として、①競争制限の原因に行政権が関与していることが多いこと、②自由競争よりも公正競争が理解され支持されやすいこと、③行政権の裁量的権限が強く、その法的統制は弱いこと、④司法権は弱く、時に腐敗していること、⑤経済法・競争法の領域では東アジアの儒教文化の影響は意外と弱いこと、が挙げられる。

このような特徴の下では、(1) 東アジアの共通競争法は、当面は、英米型の司法権優位の競争法よりも、行政権優位の競争法が相応しいと思われる。また(2) 東アジアでは行政権が競争制限に関与する度合いが大きいので、それを規制する行政当局は、法競争法の執行における独立性よりも、強い実行力が求められるべきである。実行力により早く成果を挙げて、国民の競争政策に対する理解と支持を獲得することが重要である。さらに、

(3) 競争法のグローバルスタンダードはカルテル規制と市場支配的地位の濫用規制、企業結合規制という3本柱であるが、公正競争に高い価値を与える傾向のある東アジアでは、不公正な取引方法、不公正な競争方法の規制に力を入れ、市場支配的地位の濫用規制に力を入れるべきである。それによって、東アジアに固有の競争法を構想して、これを提言することが可能になろう。東アジア共通競争法の具体的な提言にまでは至らなかったが、その前提を整える大きな成果を得たと考えている。この成果を、研究代表者は、外国では台湾や韓国で、国内では、公正取引委員会の競争政策センターや名古屋大学で講演としている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計11件)

- ①稗貫俊文「公正取引委員会の審判手続の改正の問題点」新世代法政策学研究3号83-94頁(2009年) 査読無
- ②栗田誠「世界の独禁法の最新潮流と日本企業の対応」M&A Review 23巻4号2-10頁(2009年) 査読無
- ③中山武憲「東アジア諸国競争法の調和に向けて乗り越えるべき課題—日韓両国競争法を素材に—」企業法研究21号37-57頁(2009年) 査読無
- ④向田直範「21世紀の消費者法と消費者政策」日本経済法学会年報29号1-14頁(2009年) 査読無
- ⑤鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」今井弘道編『発展する東アジアと法学の課題』59-71頁(弘文堂、2008年) 査読無
- ⑥稗貫俊文「『特許権の密林』と独占者の自由」田村善之編21世紀COE知的財産研究叢書4『新世代知的財産法政策学の創成』(有斐閣)、173-187頁(2008年) 査読無
- ⑦稗貫俊文「音楽CD還流防止措置導入と競

争政策との調整」日本国際経済法学会年報17号62-84頁(2008年) 査読有

⑧稗貫俊文「私的独占の総括的検討」『日本経済法学会年報』28号1-19頁(2007年) 査読有

⑨瀬領慎吾「地域経済統合と競争政策・独禁法」RIETI Discussion Paper Series 06-J052 1-311頁(2006年) 査読無

⑩須網隆夫「競争市場の構築と政府規制に対する考察」須網隆夫・土田和博編『政府規制と経済法』39-71頁(日本評論社、2006年) 査読無

⑪稗貫俊文「日本の独禁法の実体規定の構造的な特徴について」金沢法学48巻2号185-216頁(2006年) 査読無

[学会発表] (計4件)

①鈴木賢「中国の人民参審制度」シンポジウム「中国とロシアの司法と市民参加」(弘前大学) 2009年10月31日

②今井弘道「総括報告」第一回東北アジア比較法文化シンポジウム(長春理工大学・中国) 2009年7月3日

③稗貫俊文「東アジア競争法と日本の競争政策への示唆」公正取引委員会(競争政策研究センター) 2009年6月5日

④瀬領慎吾「Issues and Prospects of the Competition Law in JAPAN」東アジア競争法国際学術大会(成均館大学・韓国) 2007年6月22日

[図書] (計5件)

①鈴木賢・本間正道・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門(第5版)』(有斐閣) 1-390頁(2008年)

②稗貫俊文『競争法の東アジア共同市場』(日本評論社) 1-225頁(2008年)

③須網隆夫・中村民雄・臼井陽一郎・佐藤経明『東アジア共同体憲章案』(昭和堂) 1-239頁(2008年)

④今井弘道(編)『発展する東アジアと法学の課題』(成文堂) 1-326頁(2008年)

⑤稗貫俊文『市場・知的財産・競争法』(有斐閣) 1-220頁(2007年)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

稗貫 俊文 (HIENUKI TOSHIFUMI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70113610

(2) 研究分担者

鈴木 賢 (SUZUKI KEN)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80226505

向田 直範 (MUKAIDA NAONORI)
北海学園大学・法学部・教授
研究者番号：90104695

瀬領 慎吾 (SERYO SHINGO)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：90192624

中山 武憲 (NAKAYAMA TAKENORI)
名古屋経済大学・法学部・教授
研究者番号：40278388

栗田 誠 (KURITA MAKOTO)
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号：20334162

須網 隆夫 (SUAMI TAKAO)
早稲田大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：80262418

(3) 連携研究者

和田 健夫 (WADA TATEO)
小樽商科大学・商学部・教授
研究者番号：20133796

今井 弘道 (IMAI HIROMICHI)
北海道大学・名誉教授
研究者番号：00093188

厚谷 襄児 (ATUYA JYOJI)
北海道大学・名誉教授
研究者番号：90222637